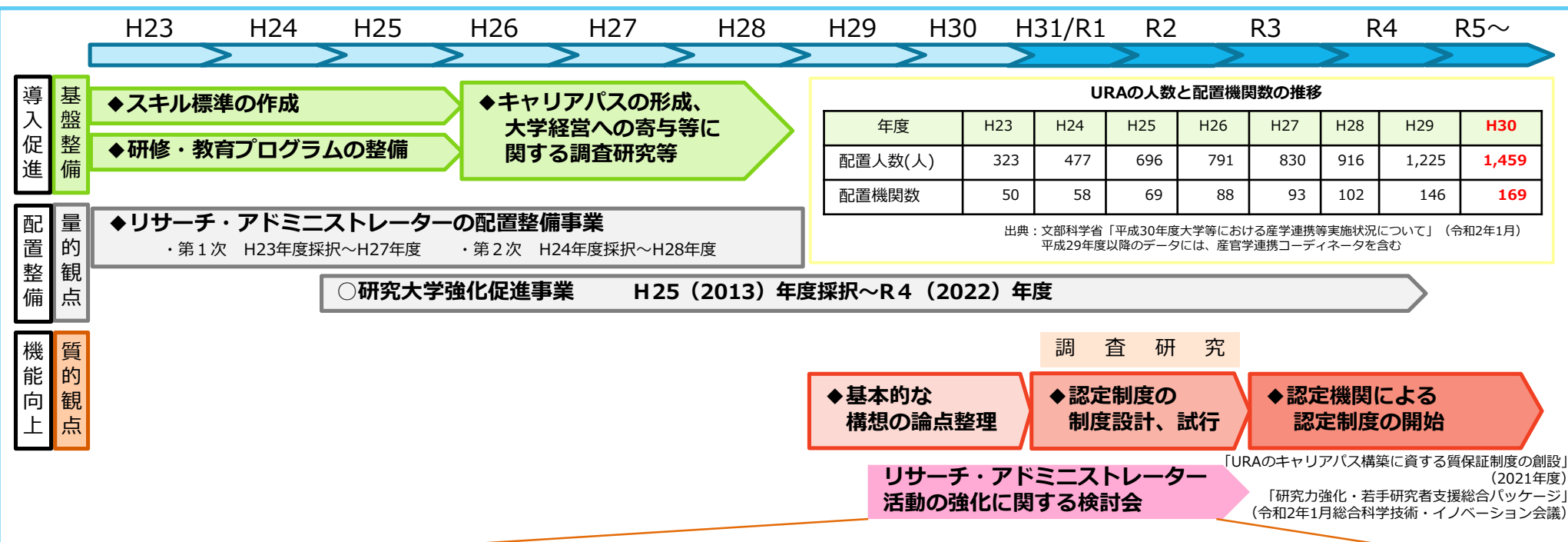


URA認定制度の設計に向けた検討状況

1. URA制度の普及・定着に向けた文部科学省による主な取組



●H30.2～9 検討会設置・論点整理のとりまとめ

リサーチ・アドミニストレーター（URA）の質保証の可能性について議論を開始。
 「リサーチ・アドミニストレーターの質保証に資する認定制度の導入に向けた論点整理」（論点整理）とりまとめ

●R1.7～R2.3 認定制度の試案作成

「論点整理」に基づき、関係団体の協力の元で意見集約を行い、「認定のスキーム」「カリキュラム等の試案作成」及び調査を実施。 **R1年度 委託事業**

●R2.4以降（予定） 認定制度試行と制度開始に向けた具体的な検討

- ・ R3年度の制度開始に向けた認定体制の検討 等
- ・ 前年度の委託事業において提案された試案の実効性について、認定・研修の全面的な試行を実施。 **R2年度 委託事業**

<参考> リサーチ・アドミニストレーターの質保証に資する認定制度の導入に向けた論点整理（概要）

アドミニストレーター活動の強化に関する検討会（平成30年9月）

I. 現状・課題

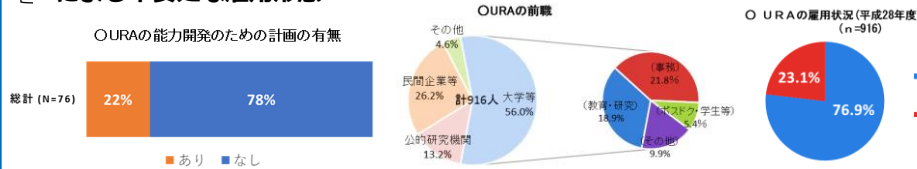
【リサーチ・アドミニストレーター（URA）を巡る現状と課題】

①URAは、平成23年度以後文部科学省による整備事業等によって各大学等に一定の配置がなされ*、**研究プロジェクトの企画・マネジメントや関連する研究資金の調達・管理、研究成果の活用推進等を担い、学術研究やイノベーションの源泉となる知の創出に貢献。**

※平成29年3月現在、全国の大学等の102機関に916人が配置

②他方で、現場に目を転じれば、URAの配置に対応して、次のような課題が生じていると考えられる。

- ・多様なバックグラウンドによるパフォーマンスに個人差
- ・大学等が求める能力・実績を有する者が必ずしも適切に採用・配置されていないこと
- ・専門的な研修の機会不足による人材育成に関する取組の大学等間での不均衡、有期雇用による不安定な雇用形態



II. 質保証（認定制度）の意義

【質保証の必要性】

- ①文部科学省及び関係団体による取組は、**質的充実の観点からは未だ必ずしも十分ではない。**
- ②質保証に向けた取組により、**URAに期待される実務能力のスキル標準への適合が図られ、大学等における最適配置、ひいては研究環境の充実や産学連携の推進等**に資する効果が生まれる。

【質保証（認定制度）の意義】

- ③認定制度は、**実務経験と研修の受講**を基に**人材育成**の観点から実施
- ・URAの知識・能力の向上
 - ・客観的な実務能力の可視化（保証）を通じた信頼関係確立

↓
質の高いURAの持続的供給と安定的な雇用環境の整備による教育研究機能の強化

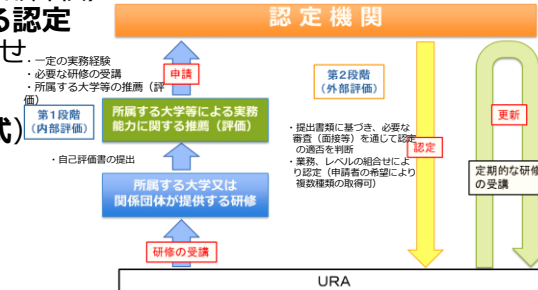
III. 認定制度の導入に関する主な論点

【認定制度のコンセプト】

- ①認定は、人材育成の要請や従事するレベルに応じて、次の2つの観点が考えられる。
- (1) 一定水準の実務能力を保証（**基準適合性**）
 - (2) 他者と比して卓越した実務能力を保証（**卓越性**）

【認定のスキーム】

- ②**所属機関による評価**（第1段階：内部評価）と**専門的知見を有する認定機関による認定**（第2段階：外部評価）の組み合わせ



【認定機関】

- ③複数の関係団体から構成（**複合方式**）
又は特定の関係団体（**特定方式**）

【認定の対象者（申請者）】

- ④原則として**現職のURA**

【申請要件】

- ⑤大学等での一定の**実務経験**、**研修の受講**、所属する機関による**推薦（評価）**

【認定の基準】

- ⑥**スキル標準を土台とする**

【認定の対象範囲】

- ⑦**スキル標準の業務・レベルの組み合わせ**とする。但し、**初級レベルへの配慮も必要**

【研修】

- ⑧**スキル標準に基づき、全ての業務の基礎的知識となる共通の専門要素と各業務に応じた個別専門要素から構成**

【認定の効力】

- ⑨一定期間の範囲内で効力を有する（**更新制**）

【導入時期】

- ⑩来年度以後制度設計に係る調査研究を深める。
社会的環境が整えば平成33年度（2021年度）*から開始

※研究大学強化促進事業の実施期間 平成25～34年度（2013～2022年度）

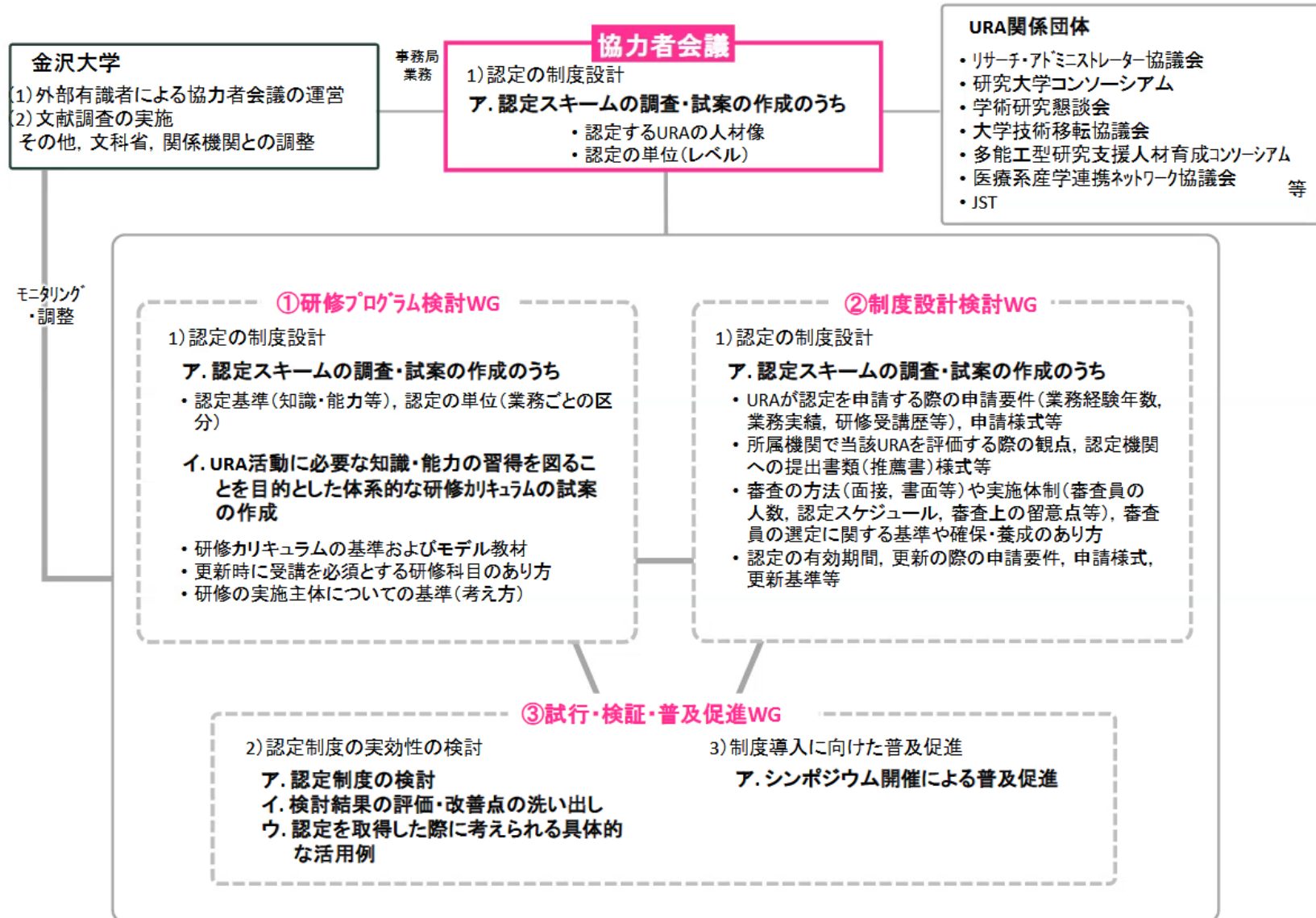
【普及促進】

- ⑪認定制度を定着させていくためには、URA、大学等、産業界等に向けて、**質保証の意義を踏まえ、的確な普及促進を図る方策を検討することが必要**

2. 令和元年度委託事業の概要①

令和元年度委託事業「リサーチ・アドミニストレーターに係る質保証制度の構築に向けた調査研究」（受託機関：金沢大学）より

○事業の実施体制



1. 「認定制度の試案」の全体概要

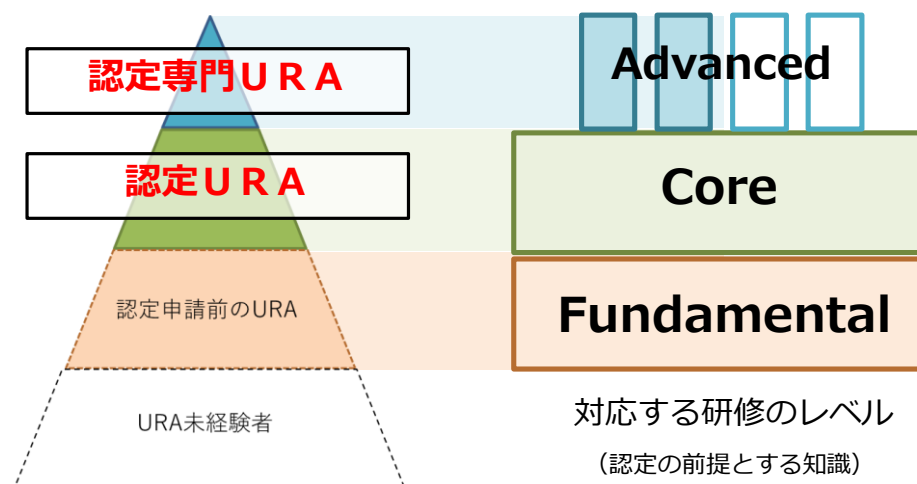
○ポイント

1. 「論点整理」をふまえ、「**卓越性**」と「**基準適合性**」を認定及び評価のコンセプトとして採用
2. 1.を踏まえ、認定制度における「**認定専門URA**」と「**認定URA**」の2つのレベルを定義、認定
3. 認定スキームの一部として、URAに必要な知識を習得する**研修プログラム**を策定
4. **認定機関**の機能の在り方と課題を整理

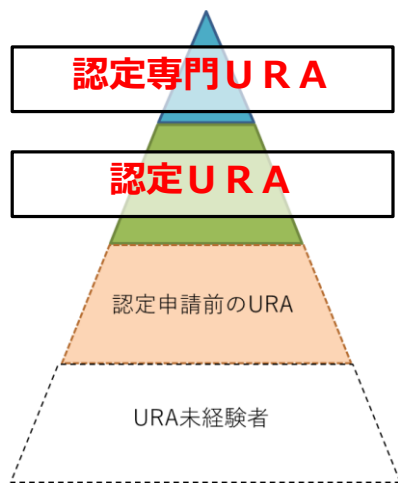
◎ 認定するURAの人材像

認定専門URA	URAとして十分な実績を有しており、一つ以上の中核的業務に関する卓越した能力を備え、組織内外の関係者と協力して研究者、研究グループの研究活動の活性化に重要な位置付けで寄与するとともに、組織の機能強化に貢献できる人材 【卓越性】
認定URA	URAとして関わる業務全般の知識を一定レベル以上備え、かつ大学等、我が国の研究組織での一つ以上の中核的業務の経験を有し、研究者、研究グループの研究活動の活性化に主体的に関わる能力を備えた人材 【基準適合性】

◎ 認定と研修のレベル整理



2-1. 「認定URA」「認定専門URA」の認定スキーム



○ポイント

1. 認定は「認定URA」「認定専門URA」の2段階を対象に行う
2. 認定を申請するに際し、**URAとしての業務経験**、指定の**研修受講修了や推薦書提出**などの要件を設定
3. 審査は、**各レベルごとに定めた4つの評価項目**に「認定URA」は書面、「認定専門URA」は書面及び面接で**適合しているかを確認し、称号を付与**
4. なお、**「認定専門URA」は審査分野として次の5つの区分**を設けることを提案

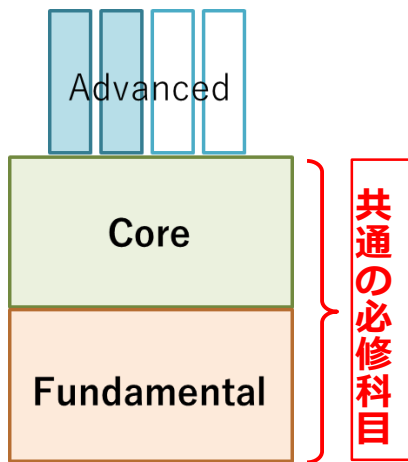
- ・ 大学戦略の企画立案
- ・ プロジェクト企画・運営
- ・ セクター間連携
- ・ 知的財産管理と活用
- ・ 医療系

認定URA	
評価項目	評価の観点
1. URA業務の経験	大学等において、URAまたは関連業務の経験が 3年以上 あると認められるか。
2. 知識のレベル	URAとして関わる 業務全般の知識を一定レベル以上 備えていると認められるか。
3. URA業務の内容と量	大学等において経験した 業務の内容と量 はURAとして十分といえるか。
4. 主体的な問題解決能力	研究者、研究グループの研究活動の活性化に 主体的に関わる能力 を備えているか。

認定専門URA	
評価項目	評価の観点
1. 業務の実績（量と質）	大学等において、URAとして 十分な実績（業務の成果の量と質） を有しているか。
2. 問題解決能力の卓越性	申請されたURAの専門分野における 卓越した問題解決能力 を備えているか。
3. 研究の活性化の寄与	学内外の関係者と協力して、研究者、研究グループの研究活動の活性化に 重要な位置づけで主導的に寄与 しているか。
4. 組織の機能強化への貢献	組織の機能強化 に貢献できているか。

2-2. 研修カリキュラムについて

○ポイント



1. URAの質保証に資するものとして、**認定レベルに対応する研修を3段階※**に設定
 ※「Fundamental」（初級相当）と「Core」（中級相当）、「Advanced」（上級相当）の3つ
2. 「Fundamental」「Core」について
 - ・多岐にわたるURA業務の知識を得るための必修カリキュラムとして**15科目（10科目群）**を作成
 - ・研修期間は3日程度を想定。（ただし、Core研修は演習を含むため4日以上の日程も想定。）
 - ※なお、本委託事業では、この2つのレベルの**研修カリキュラム及びモデル教材を作成するとともに、一部科目については、実際に講義形式の研修を試行**
3. 「Advanced」について
必修カリキュラムとは連続しない選択型の専門研修として「認定専門URA」の審査区分に応じたものとするが、内容については、更に多面的に意見を聴取した上で、更なる検討が必要。

◎科目一覧（「Fundamental」および「Core」）

科目群		科目名	
A	研究機関とURA	1	大学等の研究機関
		2	日本のURA
B	研究力分析とその活用	3	科学技術政策概論
		4	研究力分析とその活用
C	研究開発評価	5	研究開発評価
D	外部資金	6	外部資金概論
		7	申請書・報告書の作成支援
E	研究プロジェクト	8	研究プロジェクトのマネジメント手法

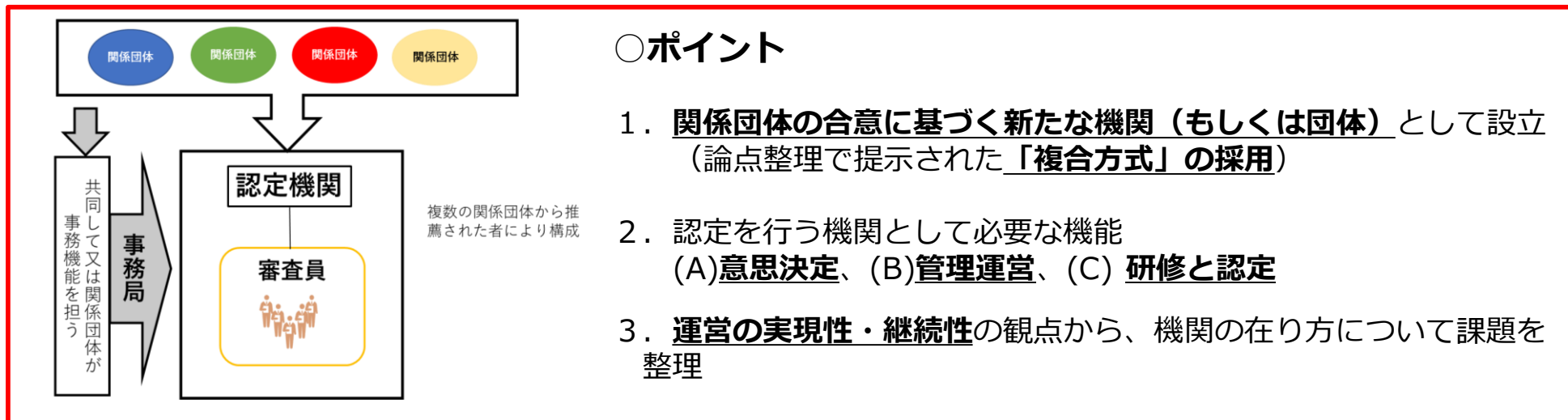
科目群		科目名	
F	産学官連携	9	産学官連携
		10	地域連携
G	知的財産	11	知的財産
H	研究コンプライアンスとリスク管理	12	研究コンプライアンスとリスク管理①
		13	研究コンプライアンスとリスク管理②
I	研究広報	14	広報
J	国際化推進	15	国際化推進

2. 令和元年度委託事業の概要⑤

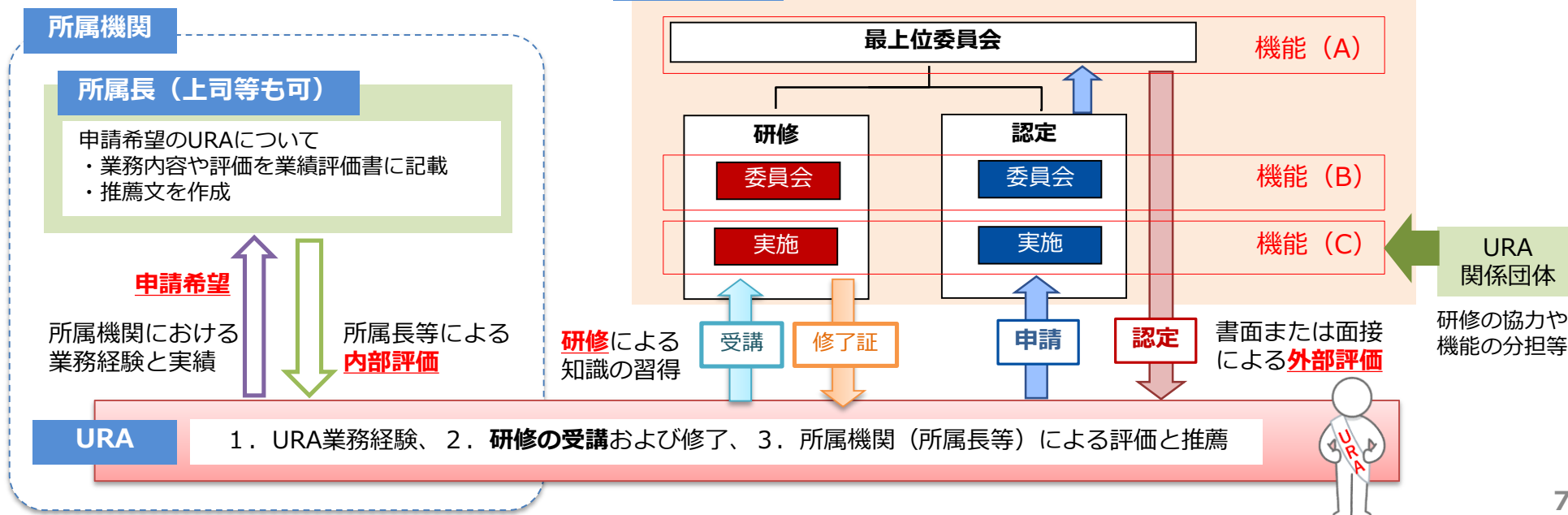
令和元年度委託事業「リサーチ・アドミニストレーターに係る質保証制度の構築に向けた調査研究」（受託機関：金沢大学）より

2-3. 認定機関※

※委託事業内では、関係団体の上位になるので「上位団体」と標記



2-4. 認定制度全体のまとめ



3. 今後の課題

(1) 認定にかかる一連の手続きの再確認

試行では、審査のプロセスや評価の観点等の模擬申請者への通知に分かりにくい点があったことから、あらためて審査全体の試行を実施し、本事業で検討してきた基準、様式等の実効性を検討することが必要。

(2) 認定専門URA の審査区分の確認

認定専門URA の審査区分として提案された5区分に基づき、審査の試行を行うとともに、Advancedレベルの研修の枠組みおよび教材作成が必要。

(3) 研修プログラムの試行と実施形態の検討

- ・本事業で作成したFundamental およびCore レベルの教材に基づき、全ての科目について試行を行い、カリキュラム全体のレベル感、内容等を調整することが必要。
- ・関連団体等が実施している既存科目の読替えに関する調査・調整を進めることが求められる。
- ・日本全国の研修受講希望者に対応するため、オンラインを活用した講義形式や、e-learningといった実施形態についてもニーズを含めた調査・検討が必要。

(4) 認定機関に関する検討

関連団体の合意のもと上位団体を設立する方向性までを決定したので、上位団体の構成、上位団体が認定に関わるどの機能までを実施するのか、また一部を上位団体として実施する場合、残りの機能をどのように運用していくのか等について、具体的な検討を速やかに進めることが必要。